

市営追浜住宅における概要と母子、福祉事業について
－横須賀市における戦後市営住宅に関する研究 その3－

日大生産工(院) ○牧田 浩二
日大生産工 藤谷 陽悦

1 はじめに

前稿では横須賀市で行われた市営住宅事業の 1 つである市営鴨居住宅について報告した¹⁾。引続き本稿で取上げる市営追浜住宅は、戦後から昭和 40 年の間に行われた 27 団地²⁾の市営住宅の中で建設規模が最も大きく、母子、福祉事業において力が注がれた市営住宅である。

本稿では、昭和 22 年から旧天神海軍用地(追浜海軍飛行場埋立地)において実施された市営追浜住宅の概要と母子、福祉事業について報告する

2 市営追浜住宅について

2. 1 建設計画の変遷

昭和 22 年 1 月 23 日の「(案)二十二横企第二九號、國有財産拂下申請」³⁾には、「本市更生発展策の一つとして追浜方面に運動場の設置は必要であり追浜地区市民の要望もありますので早急に総合運動場に転活用致します。」とある。追浜住宅の敷地であった旧天神海軍用地は当初、総合運動場の計画がさ

れていた。また、昭和 22 年 6 月 23 日の「二十二横企第二九號の二、雑種財産賣拂申請書」³⁾には、総合運動場の転用活用を変更して新制浦郷中学校々舎敷地として計画されていたことが記されている。

昭和 22 年 9 月 8 日の「22 横企 361 号、雑種財産売払い申請」³⁾によれば、横須賀市浦郷天神(旧天神海軍用地)は庶民住宅の敷地としての売払い申請を行っている。そして、同年 10 月 27 日に横須賀市浦郷天神(旧天神海軍用地)の雑種財産一時使用認可を使用料 25,020 円として住宅課にて賃貸契約を行っている⁴⁾。

以上から追浜住宅は総合運動場計画から浦郷中学校校舎計画と 2 度の計画変更を経て実施に至っていたことが考えられる。このように住宅地への転用が行われたことは横須賀市の戦後における 1 万戸以上と言われる住宅不足²⁾を表しており、それらの解消のために力が注がれた様子をうかがい知れる。

表. 1 追浜住宅建設概要

建設年度	名称	一戸当たりの家賃(円)		棟数	戸数	構造	規模 (坪)	建設費
		一戸建	二戸建					
22年度	追浜庶民住宅(追浜住宅(A))		300	18	36	木造亜鉛葺平屋二戸建	9	39900
22年度	追浜庶民住宅(追浜住宅(B))	340		14	14	木造亜鉛葺平屋一戸建	9	65000
23年度	追浜庶民住宅(追浜住宅(C))	750		60	60	木造セメント瓦葺平屋一戸建	10	138000
24年度	追浜住宅(D)	1010		10	10	木造亜鉛葺平屋建	10	183000
26年度	追浜住宅(E)	580		10	10	木造セメント瓦葺平屋建	8.5	192400
27年度	追浜住宅(F)	1400		10	10	木造セメント瓦葺平屋建	10.75	305500
28年度	追浜住宅(G)	1750		40	40	木造スレート瓦葺平屋建	10.62	308900
28年度	追浜母子住宅		550	5	10	木造セメント瓦葺平屋二戸建	5	125300
29年度	追浜住宅(H)	1950		35	35	木造セメント瓦葺平屋建	10.63	421600
33年度	追浜住宅(I)	2300		20	20	木造セメント瓦葺平屋建	10.61	
33年度	追浜住宅(J)		2200	3	18	コンクリートブロック造スレート葺長屋建	11.15	
33年度	追浜住宅(K)	1400	1300	20	36	木造セメント瓦葺平屋建	8.8	

横須賀市公報(昭和 24 年 2 月 15 日)

横須賀市報(昭和 25 年 1 月 10 日, 昭和 27 年 2 月 25 日, 昭和 27 年 12 月 25 日, 昭和 28 年 12 月 25 日,
昭和 30 年 4 月 10 日, 昭和 34 年 8 月 25 日, 昭和 34 年 9 月 10 日, 昭和 35 年 4 月 1 日 発行)

横須賀市勢要覧(昭和 26 年度版)

昭和 27 年横須賀市事務概要, 昭和 28 年横須賀市事務概要, 昭和 28 年横須賀市事務概要, 昭和 29 年横須賀市事務概要
より作成

注 1 : 資料、数値は各建設当時のもの

注 2 : 建設費は一戸・一室平均の費用

2. 2 敷地、構造、規模及び建設費

追浜住宅は横須賀市浦郷6（現在の追浜本町2丁目）に位置している⁵⁾。団地総面積 12,476 坪³⁾、住宅は木造亜鉛葺平屋 2 戸建 36 戸と木造亜鉛葺平屋 1 戸建 14 戸から開設が始まった⁵⁾。追浜住宅における昭和 22 年度の工事費は約 500 万円⁶⁾である。これは昭和 22 年度の庶民住宅建設工事費の 3 分の 1 にあたる⁷⁾ 数字である。

昭和 22 年以降の住宅建設は表. 1 のようになる。

昭和 23 年度から昭和 28 年度にかけて計 150 戸を建設した。そして、昭和 28 年度に新たに住宅地北側に敷地を 6261.87 坪拡張し⁸⁾、昭和 28 年度に 40 戸、昭和 29 年度に 35 戸を建設した。

また、昭和 33 年度には敷地約 4150 坪を拡張し⁹⁾、昭和 33 年度に 74 戸を建設した。

昭和 22 年開設以降 12 年間で追浜住宅では敷地総面積約 22890 坪に住宅 299 戸を建設した。

2. 3 追浜住宅の配置計画

昭和 22 年の開設時の配置計画は「追浜地区配置図(昭和 24 年 5 月 24 日)」³⁾ によれば、広場になっている敷地中央のサークルを中心に幅 4 メートルの道が放射状に広がっている。1 区画は 10 戸までを最高として道に沿って区画が形成されている。そして、区画と区画の道幅は 2.5 メートルになっている。また、住戸は全戸南向きに配置されていた。

次に昭和 28 年から昭和 33 年にかけて拡張された敷地は「追浜団地配置図(昭和 33 年 5 月 22 日)」¹⁰⁾ によれば、域内中央を南北に幅 6 メートルの道が配している。また、道に沿って区画が計画され、区画と

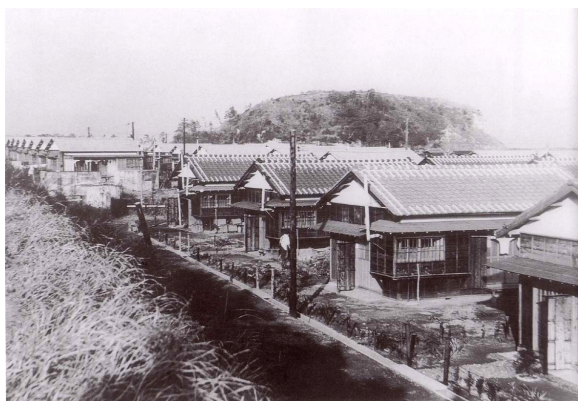


図. 1 昭和 30 年頃の追浜住宅の様子
(追浜ふるさと写真集 より)

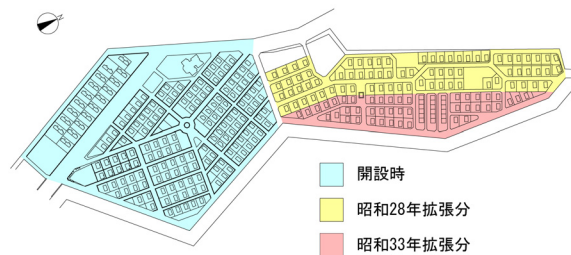


図. 2 追浜住宅配置図(CAD 再作図)

区画の道幅は 4 メートルになっている。6 戸長屋は住宅地中央に配置され、戸建住宅と共に住戸は全戸南向きに配置されている。また、公園が 2 ヲ所と防火用水も計画されている。

3 付属施設について

追浜住宅では母子、福祉事業において力が注がれ、母子世帯の住宅や付属施設として追浜保育園、集会所が建設された。

3. 1 市営母子住宅

市営母子住宅は昭和 28 年の市営母子住宅条例(昭和 28 年 12 月 19 日施行)¹¹⁾に基づいて全国初の試み¹²⁾で行われ、追浜住宅内に 5 棟 10 戸(昭和 28 年建設)が建設された¹¹⁾。

建設費は「昭和 28 年横須賀市事務概要」によれば 1 戸当たり 125,300 円である。

構造は「横須賀市報(昭和 28 年 12 月 25 日発行)」によれば木造セメント瓦葺平屋建であった。

規模、平面、設備は「横須賀市政時報(昭和 29 年 1 月 1 日発行)」には次のように紹介されている。

大きさは一戸が五坪二戸建一間の押入付の六帖一間で玄関は下駄箱付、入口はドア一式で子供さんを保育園に預けてお母さんがお勤めに出られても戸締りさえ充分にして行けば安全です。また台所には流し、水切台煙突、コンロ台等の設備もあり、便所手洗も個々についており、「小さいながらも楽しい我が家」と喜ばれるように明るく暖かく便利に作られております。

平面プランは和室 6 帖、台所、便所のすべてが玄関に接し、和室には南北に窓が設けられている。また、団地配置図から庭面は台所と和室に面した南側にあったと考えられる。

3. 2 追浜保育園

追浜保育園は昭和 25 年以前までは浦郷小学校に

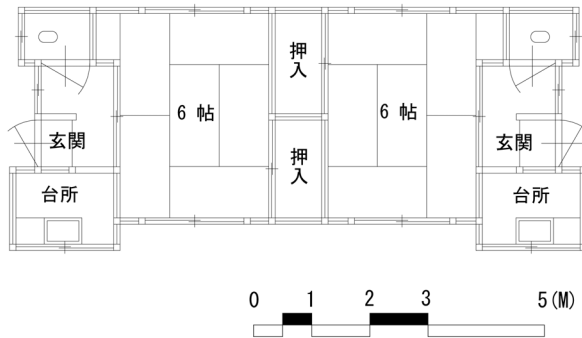


図. 3 追浜母子住宅平面図 (CAD 再作図)

併設されていた。しかし、学校狭隘のために新設することとなり、追浜住宅内(当時の浦郷 3, 370 番地)に昭和 25 年 2 月 1 日着工、同年 7 月 11 日竣工し¹

³⁾ 同年 10 月 1 日に認可を受けた。¹⁴⁾

構造は木造平屋建であり、屋根は厚型スレート葺で外壁はモルタル仕上となっていた¹⁴⁾。

規模は敷地 616.27 坪、建坪 98.30 坪¹⁴⁾ だった。

追浜保育園の工事費は 155 万円で行われた¹⁵⁾。

環境、設備は「横須賀市報 号外(昭和 26 年 7 月 21 日発行)」によれば「同園は斬新なる建築様式により採光、環境、給食設備等完備して、いわゆるモデル保育園と称せられている。」とある。また、保育室(33.33 坪)遊戯室(22.67 坪)と医務室(3 坪)等¹⁴⁾を完備していた。これらから追浜保育園は当時としては快適な環境下において幼児を保育できたと考えられる。

3. 3 集会所

集会所は昭和 27 年に追浜住民の要望により、公営住宅法第 5 条の規定に基く共同施設として追浜本町 2 丁目 9 番地に計画された¹⁶⁾。

敷地は昭和 27 年 3 月 10 日の関東財務局による追浜住宅敷地集会所設置許可¹⁷⁾により、敷地 114 坪、建坪 26.996 坪で、工事費は 75 万円で建設された。

¹⁸⁾

構造は「横企第 85 号 転用土地内建物新築許可申請」によれば、木造瓦葺平屋建だった。また、同申請書に添付された平面図によれば集会室(2 室)、ミシン作業所兼教室、台所と湯殿、そして管理人室が計画されていた。

4 居住者と家賃について

入居資格は開設当時「横須賀市庶民住宅使用条例(昭和 22 年 12 月 27 日施行)」¹⁹⁾ に基いて選定されていた。条例は「横須賀市賃貸住宅使用条例(昭和 24 年 11 月 15 日施行)」に改正され²⁰⁾、さらに公営住宅法に基く「市営甲、乙種住宅条例(昭和 26 年 12 月 10 日施行)」に改正された²¹⁾。この 3 つの条例による資格内容に多少の違いはあるものの、市内居住者又は市内勤務、2 人以上の家族持ちで、一定以上の収入があることが条件となっていた。また保証人が必要であり、非住家居住者などの住宅困窮者であることが条件とされていた。

開設に際して、入居申し込みの受付は昭和 22 年 12 月 22 日から 25 日までの 3 日間実施された。申込者は公募戸数 36 戸に対し、271 名を数えており、それらの選定は抽選によって決定された²²⁾。これらの当選倍率は 7.53 倍である。開設以降入居希望者は多数にのぼり、多い年では約 2500 名²³⁾ もの申込者があった。

家賃は開設当時で一戸建で 340 円、二戸建で 300 円だった。戦前から引続いて使用していた専用住宅は、家賃が最も高くても 185 円²⁴⁾ だった。これらを見ると、開設当時の家賃はとても高価であったと考えられる。また、昭和 22 年以降の家賃は表. 1 のようになる。

母子住宅の入居者は市営母子住宅条例、第 3 条によれば入居資格が次のように定められていた。

- 一 市内の住所を有する者であること。
- 二 同居する親族が三人以下の者であること。
- 三 現に住宅に困窮している事が明らかであること。
- 四 独立の生計を営み、毎月の収入が住宅の家賃の十五倍以上一万五千円未満の者とし、この条例に基づいて定める家賃を支払う能力を有する者であること。

また、第 2 条 2 項において「『母子世帯』とは、二十歳未満の子女を扶養する世帯及びこれに準ずる世帯」と定められている。

母子住宅の開設時にあたって、市内の他の母子寮入居者が優先的に選定された。そのため一般からの公募が出来なかった²⁵⁾。

開設当時、家賃は 550 円だった¹¹⁾。表. 1 に示す

ように、同年建設された追浜住宅（規模は母子住宅の約2倍）と比較すると、母子住宅の家賃は約3分の1であった。すなわち母子住宅は他の市営住宅よりも安い家賃に設定されていた。それは、母子家庭を救済するものだと考えられる。

5 まとめ

以上、市営追浜住宅における概要と母子、福祉事業について明らかにした。

追浜住宅は戦後の住宅不足の解消を目的に建設された住宅団地である。

追浜住宅は、昭和22年の開設から12年間で総敷地22890坪に299戸の住宅が建設された。

また様々な付属施設を設けており特に母子住宅は全国初の試みで行われた住宅であった。

母子住宅は昭和28年に5棟10戸を建設し、母子家庭に対し安価で住宅を提供し救済を図った。

-
- ¹⁾ 牧田浩二、藤谷陽悦、水野僚子、多田豊「横須賀市の市営鴨居住宅について―横須賀市における戦後市営住宅に関する研究 その2―」（日本建築学会大会学術講演梗概集, 2004, 9）
- ²⁾ 多田豊、藤谷陽悦、水野僚子、牧田浩二「昭和20年～40年の横須賀市市営住宅の残存報告 横須賀市における戦後市営住宅に関する研究 その1」（日本建築学会大会学術講演梗概集, 2004, 9）

「昭和21年より昭和40年までに市営住宅22団地」を「27団地」に訂正します。

- ³⁾ 横須賀市、管財課「昭和22年以降 国有財産関係書類（追浜市営住宅敷地関係）」

- ⁴⁾ 横須賀市、管財課「昭和28年以降 国有財産関係書類（追浜市営住宅敷地関係）」 追浜住宅敷地使用経過書より

- ⁵⁾ 横須賀市「横須賀市公報」第八三號 昭和24年2月25日発行

- ⁶⁾ 横須賀市「昭和23年 横須賀市事務概要」

- ⁷⁾ 横須賀市「（號外）横須賀市公報」昭和23年4月12日発行 庶民住宅建設工事 豫算 一五, 八八六, 七五〇円

本工事は、引揚者、戦災者及び日本再建に従事する産業勤労者に低廉な住宅を供給し、勤労意欲を増進せしめ、産業復興を完遂せしめることを目的として、建設院から指示のあった賃貸住宅、轉用住宅、分譲住宅を昭和二十二年度において建設する工事である。

- ⁸⁾ 横須賀市、管財課「昭和29年以降 国有財産関係書類（追浜住宅敷地関係）」内

横須賀市建築部住宅課「昭和28年度以降木造住宅追浜地区求積図」

- ⁹⁾ 横須賀市、管財課「昭和29年以降 国有財産関係書類（追浜住宅敷地関係）」内

横須賀市建築部営繕課「追浜団地配置図」をCADで再作図し敷地面積を算出した面積。

横須賀市建築部住宅課「昭和28年度以降木造住宅追浜地区求積図」

- ¹⁰⁾ 横須賀市、管財課「昭和29年以降 国有財産関係書類（追浜住宅敷地関係）」

- ¹¹⁾ 横須賀市「横須賀市報」第119号 昭和28年12月25日発行

- ¹²⁾ 横須賀市「横須賀市政時報」昭和29年1月1日発行

- ¹³⁾ 横須賀市「横須賀市報」号外 昭和26年7月21日発行

- ¹⁴⁾ 横須賀市、管財課「昭和22年以降 国有財産関係書類（追浜市営住宅敷地関係）」（三案）横総1369号の4 普通財産貸付申請の添付書類の1部

- ¹⁵⁾ 横須賀市「昭和25年 横須賀市事務概要」

- ¹⁶⁾ 横須賀市、管財課「昭和22年以降 国有財産関係書類（追浜市営住宅敷地関係）」

「横企第85号 転用土地内建物新築許可申請」内、設置理由書

本住宅地は当初より一団地住宅地として計画され昭和23年より今日までに市営賃貸住宅一三〇戸、分譲住宅四〇戸計一七〇戸を建設したが一戸の建坪は九坪から十坪程度であるので冠婚葬祭は勿論多人数の集合に非常にふびんであるので地元民の要望もあり公営住宅法第五条の規定に基く共同施設として集合所を設計せんとするものであります。

- ¹⁷⁾ 横須賀市、管財課「昭和22年以降 国有財産関係書類（追浜市営住宅敷地関係）」 関財横管二三四號 昭和27年3月10日「転用地内建物建設許可申請について」より

- ¹⁸⁾ 横須賀市、管財課「昭和22年以降 国有財産関係書類（追浜市営住宅敷地関係）」「横企第85号 転用土地内建物新築許可申請」内、工事概要説明書より

- ¹⁹⁾ 横須賀市「横須賀市公報」第六〇號 昭和23年2月10日発行

横須賀市条例第四十七號

- ²⁰⁾ 横須賀市「横須賀市報」第百四号 昭和25年1月10日発行 横須賀市条例第六十六號

- ²¹⁾ 横須賀市「横須賀市報」第一五〇号 昭和26年12月10日発行

横須賀市条例第六十四号

横須賀市条例第六十五号

- ²²⁾ 横須賀市「昭和22年 横須賀市事務概要」

- ²³⁾ 横須賀市「昭和29年 横須賀市事務概要」

- ²⁴⁾ 横須賀市「横須賀市公報」第六二號 昭和23年4月10日発行

- ²⁵⁾ 横須賀市「横須賀市政時報」昭和29年1月1日発行

今回出来た母子住宅十戸分については現在佐野母子寮、池上敬愛母子寮の入居者のうちで該当者が十世帯あるため一般から公募できないのが残念ですが、来年度以降は室数も出来れば二間として一般の母子世帯の方々で住宅にお困りの方々にも救護の手をさしのべたいと考えております。